

## SIAL Paris 2022

## ジャパンパビリオン 出品案内書

■■ 申込締切：2022年5月16日（月） ■■

フランス・パリで開催される「SIAL Paris」は欧州最大級の総合食品見本市です。

ジェトロは、本見本市にジャパンパビリオンを設置することにより、日本の農水産物・食品の魅力を国際的にアピールするとともに、フランスおよび欧州市場向けの新規参入・販路拡大を目指す我が国企業等を支援し、さらなる輸出拡大を目指します。

世界的な新型コロナウイルスの感染症拡大を受け、本ジャパンパビリオンへの出品は**日本・フランス間の渡航規制に関わらず、準備日及び会期の全日程で会場の自社ブースに常駐できる企業**（欧州に現地法人、代理店又は代理人等を有している企業等）に限ります。詳細をご一読いただき、出品をご検討ください。

## 見本市について

## 全体概要

- 会期：2022年10月15日（土）～10月19日（水）
- 会場：Paris Nord Villepinte（フランス・パリ郊外）
- 主催：Comexposium
- 主催者ウェブサイト：<http://sialparis.com/>

## ジャパンパビリオン概要

- 主催：日本貿易振興機構（ジェトロ）
- 会場：同上
- 規模：600㎡を予定。
- 出展方式：オープン形式（1枠6㎡程度を想定）

※小間を壁で区切らず、展示棚や商談テーブルセットなどを配置（サイズ等詳細は未定）。  
冷蔵庫・冷凍庫は原則として共有キッチンに設置されるものをご使用いただく予定です。

## 出品料（詳細は「費用負担について」をご確認ください）

- 無料

## 有望品目

有望品目とは、当該事業でバイヤーからの引き合いが特に見込めるものです。有望品目以外も出品いただけますが、有望品目を出品する企業は選考の際に加点されます。

- 水産物（EU HACCP 等各種 EU 規制に準拠しているもの）
- 有機食品
- アルコール飲料
- 茶（EU の農薬の基準をクリアしていることが証明されているもの）
- 健康志向商品（アレルギー原料不使用や無着色・無香料・動物性原料不使用の加工食品や調味料）

※ 制度上、欧州へ輸入可能なものに限りです。

## 出品の要件

1. フランスの入国制限に関わらず、出品にあたっては日本からフランスへ渡航することなく、欧州の現地法人、代理店、代理人、又は既取引のあるインポーター等の現地の担当者が、準備日及び会期の全日程で会場の自社ブースに常駐すること。
2. 出品物が欧州で販売可能な日本産農水産物・食品又は日本産原料を使用して海外で生産された農水産物・食品であること。

- ① ジェトロウェブサイト「日本からの輸出に関する制度」

<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/>

### 【輸出に関する規制関連のお問い合わせ】

農林水産物・食品輸出相談窓口

TEL：03-3582-5646 <受付時間>平日 9 時～12 時/13 時～17 時（祝祭日・年末年始を除く）

最寄りのジェトロでもご相談を受け付けています。（国内事務所一覧）

<http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

3. 出品目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。プロモーションや調査が主目的ではないこと。
4. 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。

5. 当該事業の期間中、担当者がバイヤーと数量・金額・納品方法等の交渉、その他取引条件の提示等といった具体的な商談を行い、その成果をジェットロに報告すること。
6. 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者があること。
7. 英語又は現地語で商談用資料（企業情報、商品情報、商品価格表）を既に揃えており、ジェットロが求めた際は速やかに提出すること。まだ商談用資料が揃っていない場合、事業開始までに揃え、ジェットロが求めた際は速やかに提出すること。
8. ジェットロが求める各種データベースへの情報の登録、成果把握の為にを行うアンケート等に協力すること。
9. 出品案内書の内容、条件に同意していること。

## 申し込み・出品の流れ

### 参加申込（締切：5月16日 月曜日）

#### <STEP 1>

下記フォームより、イベントの登録をお願いします。

#### ▼イベント登録フォーム

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0060896F>

#### <STEP 2>

下記フォームより、必要事項（企業情報・出品予定商品情報）をご登録ください。

#### ▼申し込みフォーム

[https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/sialparis22\\_1](https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/sialparis22_1)

#### <STEP 3>

「申し込みフォーム」内の誓約書に記入、代表印を押印の上、郵送してください。

（郵送先：〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル

ジェットロ農林水産・食品事業推進課 SIAL Paris 2022 担当：河浦、岡澤）

### 選考および結果通知（6月中旬予定）

応募情報等を参考に、出品する事業者を決定します。選考結果は、上記「申し込みフォーム」で登録いただいたメールアドレス宛てにお知らせします。結果通知以降に出品者様の自己都合で出品をキャンセルされた場合、その後2年間、ジェットロ事業の選考で減点の対象となります。

### 会期当日（10月15日～19日、準備日：10月14日）

会期中のアンケート（2種類）にご協力いただきます。

### 会期後

ジェットロによるフォローアップアンケートにご回答ください。

## 出品形態について

出品の形態には、企業・団体の単位で出品する「単独出品」に加え、自治体・業界団体（＝代表出品者）が企業を取りまとめる「代表出品」、代表出品者の傘下で企業・団体（＝孫出品者）が出品する「孫出品」の3形態があります。

### 代表出品者の要件

代表出品者は、上記「出品の要件」に加えて下記の要件も満たす必要があります。

1. 責任をもって孫出品者への事務連絡を行うこと。
2. 本事業に関して発生した孫出品者の損害及び不利益について責任を負うこと。
3. 本事業に関して孫出品者と第三者との間で紛争等が生じた際には、自らの責任と費用負担においてこれを解決すること。
4. 全ての孫出品者が上記「出品の要件」を満たしていることを保証すること。
5. 出品案内書の内容を予め孫出品者に周知し、その了解を得ていること。
6. 選考の結果、孫出品者が出品できない可能性があることについて了解していること。
7. 本事業に関して、孫出品者に対し営利活動（出品料の徴取、提供するサービスに関する実費を超える費用の請求等）を行わないこと。

## 出品者選考について

登録いただいた「企業・商品情報」をもとに、以下の審査項目に則してジェトロが出品者を選考します（選考の詳細は回答致しかねます）。

1. 出品物が、当該事業で定める有望商品に合致するか
2. 出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか
3. 出品により新しい海外市場の開拓が期待できる商品か
4. 応募者の輸出に取り組む姿勢（戦略・目的・出品に向けた取組み）
5. 応募者の認証取得等
6. 応募者の商流
7. 前年度の参加事業における成約実績

8. 日本で登記している事業者か
9. 「戦略的輸出拡大サポート事業」のうち輸出プロモーターによる支援対象企業か
10. 過去のルール遵守状況、自己都合によるキャンセル状況

## 費用負担について

### 主催者（ジェトロ）の負担：

ジャパンパビリオン設置・運営に係る経費（会場費、基本的な施工費等）

### 出品者の負担：

旅費、サンプルの輸送費、通信費、その他上記「主催者（ジェトロ）の負担」に定める以外の全ての経費

## 留意事項

1. 本案内に定めのない事項は、ジェトロがその対応を決定します。政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。
2. 提出いただいた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェトロ内のデータベースに登録し、関連事業、ジェトロ及びJFOODOからの連絡のために利用します。データベースに登録した情報のうち、社名、ホームページアドレス、商品名、商品写真、商品分類、商品用途及び国内小売価格をバイヤーに提示し、ジェトロが日本商品を所望するバイヤーに紹介するために利用します。また、本事業に関するプレスリリース、ジェトロホームページ等において、企業情報や出品物の情報等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。
3. 本見本市会期中及びその前後において、商談相手又はジェトロから提供された情報及び資料は、お客様限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
4. 本事業に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）に関する著作権は、ジェトロ、その他の著作権者（以下「著作権者」といいます。）に帰属します。
5. 著作権者の書面又は電磁的方法による承諾を得ずに、本コンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、上映、公衆送信（送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等をしてはいけません。万一、これに違反した場合には、直

ちにサービスの全部又は一部の提供を中止させていただきます。

6. 本コンテンツを、ジェットロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、商談相手等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
7. 本案内の記載に反する行為があった場合や申し込みフォームに虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし出品をお断りすることがあります。また、今後ジェットロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
8. 申し込みフォームの記載内容に変更がある場合、ジェットロにお知らせください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。
9. 出品募集締め切り後であっても、現地規制の変更によって出品ができなくなることがあります。
10. 相応の理由なしに出品をキャンセルされた場合や、アンケート等へご協力いただけない場合には、今後ジェットロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
11. 会場全体の基本構成、出品位置等はジェットロが決定します。ご希望に沿えないことがありますので、ご了承ください。
12. 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
13. 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのあるものの出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。
14. 商品サンプルは法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合は、今回又は今後の出品をお断りすることがあります。
15. ジェットロは、本事業の成果（お客様に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表する場合があります。お客様は、これを承諾し、これに関し、何らの人格権も行使しないものとします。
16. 見本市主催者の指定業者を装う者から出品者に対して、広告や宿泊手配等の勧誘が報告されています。詐欺的商法の可能性があるため十分ご注意ください。また、このような勧誘を受けた場合には、ジェットロにご報告ください。
17. 本見本市会場での即売は禁止です。
18. 本事業の運営及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。

19. 本事業の運営及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

## 免責規程

1. 商談相手又はジェットロより提供される情報については、ジェットロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本事業での提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
2. ジェットロは、以下の各号に該当する場合、本事業の実施日時、内容を変更し、本事業の全部又は一部の実施を予告なく中止し、又は、お客様の一部の参加を中止させることがあります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
  - (ア)天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
  - (イ)利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。
  - (ウ)前号のほか、お客様がジェットロの指示、条件又はジェットロとの合意事項に違反したとき。
  - (エ)お客様のPC等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
  - (オ)お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合
  - (カ)お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
  - (キ)前各号に定める他、ジェットロが相当と判断したとき。
3. 本見本市会期中及びその前後に、傷病、事故、盗難、破損等が発生したとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。

## 新型コロナウイルス感染拡大等に関連した特記事項

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本見本市の開催地であるフランスは、現時点で外務省感染症危険情報レベル2となっていますが、事業参加者の健康・安全の確保について確認がとれた状況下での見本市参加を前提としております。今回のお申し込みの際は、特に以下内容につきご確認・ご了承の上でお申し込みいただきますようお願いいたします。

1. 現地情勢等の諸般の事情に鑑み、主催者や（主催者が中止の判断をしない場合でも、上記前提をベースとした）ジェットロの判断により中止や延期となる場合がありますので予めご承知おきください。

2. 出品適格な企業からの応募が一定数に満たない場合は、本事業を中止しジャパンパビリオンの設置そのものを取り止める可能性があります。
3. 本見本市が中止または延期となった場合、又は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として開催地への入国や本展示会への入場に関し、ワクチン接種等の新たな義務や条件が追加された場合等、出品者の責めに帰することのできない事由により参加できなくなった場合においても、本見本市への参加のために出品者が支出した費用や本見本市の中止または延期に起因、関連する一切の損害（航空券代等のキャンセル料を含みますが、これに限られません）については、ジェトロはこれを負担しません。
4. 戦争、政情不安、天災、感染症、その他、出品者の責めに帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、ジェトロに文書で通知し、その承諾を得ることにより、出品を中止できる場合がありますので、ご相談ください。
5. 出品者は本見本市において感染症の予防対策を徹底し、かつ、感染症の疑いのある者、またはこれらの者との濃厚接触者は本見本市に参加させないでください。万一、感染症の疑いのある者またはこれらの者との濃厚接触者が本見本市に参加したことが判明した場合には、直ちにジェトロに報告し、その指示に従っていただきます。これらの対策に当たっては、開催地政府及び主催者の定める法令・規則・ルール等も遵守してください。
6. 出品者の皆様の出品物の輸送、渡航手配のご都合も踏まえ、実施又は中止、延期の見通しについては、再度ご連絡を行う予定です。
7. 本案内書記載の内容は、現地情勢等の諸般の事情の変化により、変更になる場合があります。

## お問い合わせ

ジェトロ農林水産・食品事業推進課（担当：河浦、岡澤）

afb-sial@jetro.go.jp／03-3582-5546